

御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会 取りまとめ

令和6年7月29日

御嵩町及び御嵩町議会は、先に受領した「御嵩町新庁舎等整備事業に関する第三者検証委員会調査報告書（令和6年3月31日）」を踏まえ、町長と全議員が一堂に会し、町長及び議長を共同座長とする計5回にわたった懇談会を開催した。

懇談会の目的は、現計画の新庁舎等整備事業（新庁舎及び中保育園、中児童館、町民ホール、防災広場の整備並びに現庁舎の安全対策を含む）に関して、早急に解決を図る必要性を共有し、今後の町政を見据えた視点から今後先に進むための意見交換を行い、一定の合意方針に達することである。

その結果、次のとおり合意等したことを確認する。

（総論）

1. 事業は、当初（現計画）のまま進めることはしない。町民理解を得るための見直しをしたうえで進めることとして、全員合意した。
2. 災害への備えなど事業の必要性は理解する。一方で、計画を見直しつつ総事業費の縮減を徹底的にかつ確実に図ることとして、全員合意した。なお、防災等安全上必要なものはしっかり備えるべきとの意見もあり、全員合意した。
3. 盛土の高さは、現計画地に接道する21号バイパスと同等の高さを基本とすることとして、全員合意した。一方で、総事業費縮減に向けて、可児川側の高さは、都市計画開発基準上の排水基準を満たすことを前提に、一定程度下げる（駐車場と防災広場の位置の入替えを含む）を設計の中で検討することとして、全員合意した。
4. 盛土の購入は、約6億円を見込むものの、他の建設発生土を無償又は安価にて確保できるよう交渉することとして、全員合意した。なお、土質等の適合性を確認の上、リニア発生土を見据えた交渉もするべきとの意見があった。
5. 事業を実施する敷地は、現計画地（約3.7ヘクタールの農地等）全てを対象に購入するべきとの意見が多数であった。一方で、中保育園及び中児童館の現計画地への移転には反対であり、購入面積は必要最小限に縮小するべきとの意見があった。

(新庁舎)

6. 庁舎の位置は、現計画地（21号バイパスエリア）で進めることとして、全員合意した。
7. 庁舎の機能や規模は、コロナ禍やDX、脱炭素など社会情勢に合わせて見直しを図る。利便性や町民サービスの観点から、今後、ワークショップを開催するなど町民の意見を聞いて進めることとして、全員合意した。
8. 庁舎の構造は、長寿命化や空間確保等の観点から、オール木造からRC造又はS造に変更することとして、全員合意した。

(新中保育園及び中児童館)

9. 運営事業者である杉山第三学園の意向も踏まえ、中保育園は民設民営の幼保連携型認定こども園化を視野に、また、中児童館は公設民営（指定管理）の児童館として現計画地（21号バイパスエリア）で進めるべきとの意見が多数であった。また、可児川側沿いの河岸浸食エリアへの対応及び水難事故を防ぐ安全対策をしっかりと行うべきとの意見もあった。一方で、中保育園及び中児童館の現計画地への移転には反対であり、現在地周辺に残すべきとの意見があった。

(町民ホール)

10. 町民ホールは、機能や場所を含め、もう一度再考のうえ今後議論するため、今回の事業中においては整備計画を休止する。予定していた敷地は多目的に使用できる防災広場に代えて整備するべきとの意見が多数であった。一方で、休止を決定するにしてもニーズを踏まえたうえでの判断であるべきとの意見があった。

また、ニーズ調査は引き続き行うこと、運営コストや運用、利用のあり方など議論は継続すること、代替りの施設となり得る中公民館の改修改善について検討することは必要として、全員合意した。

(防災広場)

11. 防災広場は、町民の意見を聞き必要性を検討・選択したうえで防災や町民憩いの場となる目的に即して必要な設備を整備することとして、全員合意した。

(保健センター)

12. 保健センターは、北庁舎に残置せず、新庁舎の構造及びレイアウトの見直しにより生じ得るスペースを基に、新庁舎内に整備できないか設計の中で

検討する。なお、新庁舎内が手狭になることも想定されるため、予定の敷地内で新庁舎建物を若干拡張する必要が生じる可能性や、保健センター利用者の意見を踏まえて判断することとして、全員合意した。

(現庁舎の安全対策)

- 1 3. 現庁舎の耐震基準は、1階、2階ともに国の定める最低安全基準を満たさず、早急に安全対策を進めることが必要として、全員合意した。なお、北庁舎への集約や仮設庁舎の整備、その他施設への分散化の検討については、現在、執務レイアウト検討業務を委託発注しているところであるため、その結果を踏まえて検討するべきとの意見もあり、全員合意した。

(現中保育園・中児童館の安全対策)

- 1 4. 現中保育園の耐震基準は、先の耐震化工事によって国の定める最低安全基準を満たしているが、早急に新築化を進めることが最良である。一方で、施設の老朽化が著しい部分や安全に寄与する設備修繕を進めることが必要として、全員合意した。

また、中児童館の耐震基準は、国の定める最低安全基準を満たさず、早急に安全対策を進めることが必要であり、施設の取壊しを進めることとして、全員合意した。なお、代替とする施設（仮設施設や別の既存施設利用）の設置は必要として、全員合意したが、仮設施設にて設置する費用を考慮すれば、関係者の了解が得られる前提で、民有地に新築設置することも考えられるとの意見があった。

以上